

八街市交通安全対策会議委員の公募に関する要領

1 趣旨

この要領は、八街市審議会等の委員の公募に関する規則（平成29年規則第30号）に定めるもののほか、八街市交通安全対策会議委員の公募及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

2 公募委員の数

公募により選任する委員の数は2人以内とする。

3 公募の方法

公募は、広報やちまた、市ホームページによる一般公募とする。

4 公募委員の任期

令和3年8月1日 から 令和4年3月31日まで

5 公募委員の応募資格

- (1) 任期の開始日現在で市内に在住、在勤又は通学している者
- (2) 八街市の職員及び議会議員でない者
- (3) 任期の開始日現在で八街市の他の審議会等の公募委員を2以上委嘱されていない者
- (4) 暴力団員などと密接な関係を有さない者
- (5) 市税などの滞納がない者
- (6) 平日、昼間の会議に参加できる者

6 募集期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月14日（水）まで

7 応募方法

応募者は申込書に必要事項を記入のうえ、「八街市の交通安全について」に関するレポート（任意様式800字以内）を添えて、防災課へ提出するものとする。

8 選考方法

公募委員を選考するため、八街市交通安全対策会議公募委員選考委員会を置く。

- (1) 選考委員会は、各部の長及び教育次長ならびに防災課長を構成員とする。
- (2) 選考委員会に委員長を置くものとし、委員長は総務部長をもって充てる。
- (3) 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- (4) 選考は、別に定める選考基準によって行う。
- (5) 応募者の数が公募委員の数を超えないときや選考委員の採点の結果公募委員の

数に満たない場合等は選考委員による書面審査により選考できるものとする。

9 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に通知する。